



臨床法學演習
募集要項



【目次】

| | |
|---------------|-----|
| 1. 募集について | 1 頁 |
| 2. 募集に関する注意事項 | 2 頁 |
| 3. 選考方法 | 3 頁 |
| 4. ゼミ内容 | 4 頁 |
| ➤ 伊藤 幸生 先生 | 4 頁 |
| ➤ 森田 聡 先生 | 5 頁 |

1. 募集について

【募集スケジュール】

| 募 集 日 程 | |
|---------|------------------------------|
| 応 募 期 間 | 3月3日（金）15時 ～ 3月7日（火）12時50分 |
| 選 考 期 間 | 3月8日（水） ～ 3月14日（火） |
| 合 否 発 表 | 3月16日（木）20時予定 / K-SMAPY IIにて |

【応募方法】

K-SMAPY II より

※ログイン後、上部バナー「アンケート」より応募してください。

※K-SMAPY IIからの応募がなく面接を受けるまたは課題提出だけをしているケースがありましたので必ず K-SMAPY IIからの応募も行ってください。応募がない場合は無効になります。

[【目次に戻る】](#)

2. 募集に関する注意事項

※「臨床法学演習」については、通常の「演習」（法律専攻）・「応用演習」（法律専門職専攻）と併せて履修することが可能です。

また、「臨床法学演習」は、通年科目ではなく半期科目になります。

（前期・後期それぞれ開講しています。）

今回は、2023年前期開講の「臨床法学演習」の募集となります。

- (ア) 上記の募集期間に必ず応募してください。応募期間外の応募は認められません。
- (イ) K-SMAPYIIからの応募がなく、面接を受ける、または課題の提出だけをしているケースがありましたので、必ずK-SMAPYIIから応募も行ってください。
- (ウ) 担当教員によって選考方法（面接・レポート・テストなど）は異なりますので、「選考方法」で必ず内容を確認の上、応募するようにして下さい。
- (エ) 提出期限を超えたりレポートの提出は認められませんし、面接時間への遅刻・面接の欠席に関する取り次ぎはいたしません。
- (オ) 「臨床法学演習」は、題目・テーマが異なれば同一年度に4単位（2科目）まで履修することができますが、各半期において履修できるのは、2単位（1科目）までとなります。
- (カ) 選考に合格後、他の教員への変更・科目取り消しはできません。
- (キ) 各教員の連絡先は個人情報のため、お教えできません。
- (ク) 「臨床法学演習」応募に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

※2023年後期開講の「臨床法学演習」の募集日程等については、詳細が決まり次第、大学ホームページにて公開いたします。

【問い合わせ先】

| | |
|-----|-----------------------------|
| 教務課 | ① 10時～12時40分 ②13時40分～17時00分 |
|-----|-----------------------------|

※月曜日～金曜日で受け付けます。

※土・日曜日・祝日は学年暦に準じ、授業実施日に限り開室いたします。

[【目次に戻る】](#)

3. 選考方法

希望する教員の選考方法を確認してください。

例年、レポートの提出期限や面接日時を間違えているケースがありますので、ご注意ください。

| 教員名 | 選考方法 | 提出方法・レポート締切日時 | | レポート内容 | 備考 |
|-------|------|---------------|-------------------------------------|---|----------------------------------|
| | | 面接日時 | | 面接方法 | |
| 伊藤 幸生 | レポート | 提出方法 | アンケート画面で回答 | 志望動機及びこの科目に期待すること | (書式) 自由 (字数) 500字程度 |
| | | 締切日時 | 3月7日(火) 12時50分まで | | |
| 森田 聡 | レポート | 提出方法 | メール送付 morita@ shintoradori.jp | ①自己紹介 ②本演習を志望する理由 ③本演習に望むこと ④その他自己アピールなど | (書式) 自由 (字数) 400～800字程度 |
| | | 締切日時 | 3月7日(火) 12時50分まで | | |

[【目次に戻る】](#)

4. ゼミ内容

[【目次に戻る】](#)

| | |
|-------|--|
| 教員名 | 伊藤 幸生 |
| 科目名 | 臨床法学演習(民事法律相談の実際) |
| 演習テーマ | 法律学特講Ⅱ（実務から考える刑事訴訟） |
| 演習内容 | <p>現在の刑事訴訟法は、刑事訴訟の進行の主導権を、当事者、すなわち検察官と被告人／弁護人に委ねています（当事者主義）。</p> <p>この当事者主義の下、検察官と被告人／弁護人は、一つの生の事件について、それぞれ、主張と立証を組み立て、準備し、法廷において戦います。裁判官や裁判員は、このような検察官と被告人／弁護人の各主張と立証を見て、事件について被告人が有罪か無罪か、有罪であるとしてどのような刑が相当かの判決を下すのです。</p> <p>検察官と被告人／弁護人が戦い、裁判官が判断するという刑事訴訟の一連の「戦い」には、刑事訴訟法その他の関連法令によって、厳格なルールが定められています。</p> <p>刑事訴訟法は、なぜ刑事訴訟という「戦い」にそのようなルールを定めているのか。これらのルールが、検察官や被告人／弁護人の当事者が主張や立証を組み立てる場面や、裁判官や裁判員が判断をする場面で、どのように現れてくるのか。</p> <p>具体的な事案について、検察官や被告人、裁判官としてパフォーマンスをすることにより、刑事訴訟法の理論と実際を理解することを目指します。</p> |
| 教科書 | 六法（簡易なもので可） |
| 参考文献 | |
| 応募条件 | |
| 備考 | |

[【目次に戻る】](#)

| | |
|-------|--|
| 教員名 | 森田 聡 |
| 科目名 | 臨床法学演習(暮らしの中の法律実務実践編) |
| 演習テーマ | 暮らしの中の法律実務実践編 |
| 演習内容 | <p>皆さんが普段の暮らしを営む中で、様々な問題に遭遇することがあります。そうした問題に関し、法的にはどのような解決がなされるのかを考えていきます。一つのテーマに数回を掛け、皆さんは法律実務家（弁護士など）の立場に立って、相談内容の聞き取り、聞き取った内容への法律の適用、解決方策の導き出し、という流れで問題の解決を議論していきます。</p> <p>皆さんが、今後、法律をあまり知らない友人等から身近な法律問題の相談を受けた際に、ある程度の意見を述べられるような基本的素養を身につけてもらうのが目標です。</p> <p>授業では頻繁に発言を求めます。皆さんは数年後には社会人となると思いますが、社会人は発言せず黙っているという訳にはいきません。練習だと思って積極的な発言を心がけてください。なお、意見の正誤は問いません（そもそも意見に正誤はなく、世の中の様々な意見や価値観を調整するのが法の役割なのです。）。</p> <p>成績評価は平常点限りで行います（加点のためレポート課題を出すことはあります。）。</p> |
| 教科書 | |
| 参考文献 | |
| 応募条件 | |
| 備考 | |